

第一部会 審議資料

資料 1 - 1

(事業名) 多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線
 (多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間) 建設事業

部会審議項目(10) 大 騒 地 生 日 電 景 史 自 廃 (は終了)

(環境影響評価の項目) 生物・生態系 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 5 月 21 日

項 目	特例環境配慮書	特例環境配慮書 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P319～P367
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P368～P381
環境保全のための措置		P382
評 価	(1) 環境影響の程度 (2) 環境配慮目標の達成の程度	P383～P384
都民等の主な意見	な し	
関係市長等の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成30年 5 月 7 日 (2) 担当委員 小堀 洋美 委員 (3) 検討結果 意見なし	

関係市長等の意見

【多摩市長】

多摩市では、平成 29 年 8 月に「多摩市生物多様性ガイドライン」を策定し、「都市での暮らし」を前提に「もっと多摩の自然を楽しもう」、「様々な生き物と共存」を基本的な考え方として定めています。

今後、計画を進める中で、「多摩市生物多様性ガイドライン」を踏まえ、現状の生態系の保全や、周囲の自然環境への影響を少なくするなど、生物多様性や自然環境の保全に配慮して頂きたい。

【稲城市長】

意見なし

【町田市長】

意見なし

【川崎市長】

意見なし

第一部会 審議資料

資料 1 - 2

(事業名) 多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線
 (多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間) 建設事業

部会審議項目(10) 大 騒 地 生 日 電 景 史 自 廃 (は終了)

(環境影響評価の項目) 史跡・文化財 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 5 月 21 日

項 目	特例環境配慮書	特例環境配慮書 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P437～P439
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P440
環境保全のための措置		P440
評 価	(1) 環境影響の程度 (2) 環境配慮目標の達成の程度	P441～442
都民等の主な意見	別紙のとおり	
関係市長等の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成30年 4 月 27 日 (2) 担当委員 寺島 孝一 委員 (3) 検討結果 意見なし	

都民等の主な意見

- 1 諏訪南公園の南方の「多摩よこやまの道」内「防人見返りの峠」の歴史的な裏付けを将来に確定し得る律令時代頃の「推定・古代東海道」遺構ルート内に、計画地がわずかながらかかっております。

つきましては、破壊される前に埋蔵文化財調査（試掘、本発掘など）をお願い致します。

- 2 推定・古代東海道跡の埋蔵が推定される部分、または遺存が推定される部分のごく一部は都により過去に試掘調査されたこともありましたが、調査地点の設定が最適地ではありませんでした。

調査範囲には、実地に立った専門的な見解が必要で、今回の道路開発部分の一部がかかる土手部分から平坦部分へかけての試掘調査等が必要かと思われまます。

- 3 調査の際には、「多摩よこやまの道」に関わる古代東海道の推定路を長年研究し、「多摩よこやまの道」の歴史監修を担当した、当会代表者にぜひ相談して進めて頂きたい。

関係市長等の意見

【多摩市長】

意見なし

【稲城市長】

意見なし

【町田市長】

意見なし

【川崎市長】

予測結果では、埋蔵文化財包蔵地における工事に先立ち、文化財保護法及び東京都文化財保護条例に基づき、必要な届出や協議を都や市の教育委員会に行う等の適切な措置を講じるとしているが、当市域における遺跡の取扱いについては、神奈川県教育委員会と協議する必要がある。

第一部会 審議資料

資料 1 - 3

(事業名) 多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線
 (多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間) 建設事業

部会審議項目(10) 大 騒 地 生 日 電 景 史 自 廃 (は終了)

(環境影響評価の項目) 自然との触れ合い活動の場 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 5 月 21 日

項 目	特例環境配慮書	特例環境配慮書 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P443～P457
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P458～P460
環境保全のための措置		P460
評 価	(1) 環境影響の程度 (2) 環境配慮目標の達成の程度	P461～462
都民等の主な意見	な し	
関係市長等の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成30年5月7日 (2) 担当委員 小堀 洋美 委員 (3) 検討結果 意見なし	

関係市長等の意見

【多摩市長】

意見なし

【稲城市長】

意見なし

【町田市長】

意見なし

【川崎市長】

工事の施行中は、環境保全のための措置として、計画道路の改変部において利用者の安全に配慮した「よこやまの道」の迂回路を確保するとしているが、安全確保には十分に配慮するとともに事前に工事スケジュールの周知を図る必要がある。

第一部会 審議資料

資料 2 - 1

(事業名) (仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(7) 大 騒 日 電 風 景 史 (は終了)

(環境影響評価の項目) 日影 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 5 月 21 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P149～P162
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P163～P172
環境保全のための措置		P173
評 価		P173
都民の主な意見	別紙のとおり	
関係区長の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成30年 5 月 7 日 (2) 担当委員 義江 龍一郎 委員 (3) 検討結果 意見なし	

都民の主な意見

国道1号線を跨ぐ当該跨道橋は幅が広く、橋の下に光が入らず、大きな影を作ります。

上記の大きな影が出現する事により景観が全く阻害されてしまいます。他3つの跨道橋も同じく影を生み、虎ノ門2丁目付近に4つもの影が出現する事になります。東西、南どこを見渡しても至近距離に跨道橋が視界を遮り、見通しの悪い、影がある、暗い、圧迫感のある街となります。

関係区長の意見

【港区長】

意見なし

【千代田区長】

評価書案のとおり対応されたい。

第一部会 審議資料

資料 2 - 2

(事業名) (仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(7) 大 騒 日 電 風 景 史 (は終了)

(環境影響評価の項目) 景観 (選定した項目) (年月日) 平成 30 年 5 月 21 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P217～P225
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (予測地点) (4) 予測方法 (5) 予測結果	P226～P242
環境保全のための措置		P243
評 価		P244
都民の主な意見	別紙のとおり	
関係区長の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成30年 5 月 7 日 (2) 担当委員 義江 龍一郎 委員 (3) 検討結果 意見なし	

都民の主な意見

虎ノ門地域は環状2号線の出現により、町の景観も破壊され、町会コミュニティも既に分断されてしまっております。上記3つの跨道橋（虎ノ門ヒルズ両脇のビル間の2つの跨道橋（区道）及び環状2号線を跨ぐ跨道橋（都道））に加え、新たに国道1号線の上空に4つ目の当該跨道橋が建設されるとなると、100m四方に4つもの跨道橋が出現する事となり、街の景観を大きく阻害、破滅的な光景となります。ここは宇宙基地ではありません。

東西、南どこを見渡してもこれら跨道橋により視界が遮断され空、街を見通しできなくなり心理的圧迫、ストレスも生じさせます。

今回業者が説明会時に出された近景域と称する景観の写真はかなり離れた虎ノ門の交差点からの撮影であり、肝心の跨道橋がどこにあるかも認識できない写真でした。これは東京都環境条例の近景（建物の素材、デザイン、色等が識別できる距離）に違背しております。

業者が故意に跨道橋を隠して“景観阻害は無い”として、明らかに地元住民を騙した詐欺行為です。同環境影響評価書案にも住民目線の写真は1枚もありませんでした。このプロジェクトの景観阻害のポイントはビルの高さ、大きさではなく（我々の関知する処ではない為）、国道を跨ぎ、我々の視界に飛び込んでくるこの跨道橋の存在です。景観の専門家ですら、このプロジェクトの景観問題はこの跨道橋であると指摘するはずです。

虎ノ門2丁目交差点から撮影すれば全て認識でき、景観が阻害され、圧迫を感じる実態を反映できます。景観阻害隠ぺいを企む業者のこうした体質、姿勢は正義に悖るものです。

関係区長の意見

【港区長】

意見なし

【千代田区長】

評価書案のとおり対応されたい。

「(仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業」に係る
環境影響評価書案について (案)

第1 審議経過

本審議会では、平成29年11月28日に「(仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

- 1 建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については、環境基準値を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。
- 2 熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の評価において、予測結果は環境基準値を満足するとしているが、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、熱源施設は、供用後継続的に稼働することから、より一層の環境保全のための措置を検討すること。

【風環境】

将来の公園管理者である港区との協議の結果、A-4 街区（公園）に防風植栽を配置しないこととなった場合には、改めて A-4 街区周辺における風環境について検証するとともに、必要に応じて予測・評価の見直しを行うこと。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	平成 29 年 11 月 28 日	・評価書案について諮問
審議会	平成 29 年 12 月 21 日	・現地視察
部 会	平成 30 年 3 月 23 日	・項目別審議 騒音・振動、史跡・文化財
部 会	平成 30 年 4 月 23 日	・項目別審議 大気汚染、電波障害、風環境
部 会	平成 30 年 5 月 21 日	・項目別審議 日影、景観 ・総括審議
審議会	平成 30 年 5 月 22 日	・答申（予定）

※都民の意見を聴く会は、都民からの公述の申し出がなかったため開催されなかった。

【項目別検討の実施状況】

環境影響評価の項目	項目検討の実施年月日
大 気 汚 染	平成 30 年 3 月 26 日
騒 音 ・ 振 動	平成 30 年 3 月 7 日
日 影	平成 30 年 5 月 7 日
電 波 障 害	平成 30 年 3 月 28 日
風 環 境	平成 30 年 4 月 10 日
景 観	平成 30 年 5 月 7 日
史 跡 ・ 文 化 財	平成 30 年 2 月 19 日